

下水道使用料の改定について（答申）

四日市市下水道事業運営委員会

本委員会は、平成19年1月26日に貴職から諮問を受けた「下水道使用料の改定」について、平成17年度本委員会答申「下水道使用料の改定方針について」、および、平成18年度本委員会に提出された「下水道使用料調査研究に関する報告書」（日本下水道事業団）、「四日市市下水道使用料の改定について調査研究報告書」「四日市市下水道使用料の改定について～レポート～」（いずれも四日市大学地域政策研究所）をもとにして審議を行った。

この度、その結果をとりまとめたのでここに答申する。

平成19年5月9日

四日市市長 井上哲夫様

四日市市下水道事業運営委員会
委員長 川口洋二

本委員会は、本市が市民により良い生活環境を提供するために、将来にわたり下水道事業（雨水、汚水）を適正に運営する必要があるとの立場にたって、一般会計から多額の税金を繰り入れている下水道事業（汚水）について、普及率が60%を超えたことをふまえ、下水道事業の運営と下水道財政の自立を両立させる方法について審議した。

その結果、下水道事業（汚水）の採算性を一定の基準に従って計画的に高めることが適当であるとの結論に至った。

これを受けて答申は、①下水道使用料について、受益者が下水道施設の整備・維持管理費用（公費が負担する額を除く）を整備の進捗にあわせて段階的に負担するシステムを導入すること、②下水道使用料の改定にあたっては、改定内容や改定の必要性は言うに及ばず、下水道事業の経営状況、整備状況、経営健全化に向けた取り組みなど、経営全般にわたる情報の提供に努めること、③下水道利用者が負担する整備・維持管理費用が過大とならないように、他の生活排水処理施設の整備・維持管理費用を勘案しながら計画的な事業運営に努めること、を柱とした内容となっている。

本委員会は、貴職が本答申をもとに「下水道使用料の改定」「市民への説明」「適正規模の確保」を具体化され、市民により良い生活環境を将来にわたって提供されることを期待してやまない。

（改定時期）

1 本答申に基づく新しい下水道使用料の適用開始は、平成20年度当初を目途とすること。

※ これは、国が種々の財政支援制度をつくり、下水道使用料が適正な水準にありながら、高利率の企業債利息が経営を圧迫している事業者を対象に、高い企業債利息負担を軽減しているが、本市は下水道使用料が支援制度の基準を満たさないため、この支援を受けられない状況にある。

この制度がいつまでどのように存続するかは不明であるが、国の支援制度が何らかのかたちで存続するものとして、本市は下水道使用料を可能な限り早期に支援が受けられる水準にして、高い企業債利息の負担を軽減することを求めるものである。

（基本水量）

2 基本使用料に賦与する基本水量は、現行の10m³を5m³に改定すること。但し、将来においては、基本使用料に基本水量を賦与しない制度を検討すること。

- ※ 基本使用料に賦与する基本水量は、平成17年度本委員会答申を再掲したものである。

(従量区分)

- 3 従量水量の区分は、現行の「10 m³を超え20 m³まで」、「20 m³を超え30 m³まで」、「30 m³を超え50 m³まで」、「50 m³を超え70 m³まで」、「70 m³を超え100 m³まで」、「100 m³を超え500 m³まで」、「500 m³を超え1000 m³まで」、「1000 m³を超える」の8区分を、「5 m³を超え30 m³まで」、「30 m³を超え100 m³まで」、「100 m³を超え500 m³まで」、「500 m³を超える」の4区分に改定すること。
- ※ これは、従量区分をわかりやすくするため、現行の8区分を4区分に半減（現行の100 m³までに設けられている「5区分」を「2区分」にするとともに、1000 m³を超える区分を削除）するものである。
 - ※ 4区分は、「5 m³を超え30 m³まで」は一般家庭、「30 m³を超え100 m³まで」、「100 m³を超え500 m³まで」、「500 m³を超える」は小・中・大規模事業所の排水を想定したものである。

(基本使用料と累進度)

- 4 基本使用料は、基本水量の変更と現行基本使用料とのバランスに配慮し、10 m³/月までの下水道利用者の負担が急激に大きくなるようにすること。また、大口利用者の利用が継続し、かつ、新たな接続を促せるように、その負担が過度なものとならないように、従量水量の多い区分の使用料率についても十分配慮すること。
- ※ これは、節水に努める利用者への配慮を求めるとともに、大口の利用者に過度な負担を求めることにより、大口の利用者が下水道を利用しなくなると、大口の利用者を除く下水道利用者の負担が結果として大きくなることから、大口の利用者の負担が過度に大きくなるようにするなど、将来を見通して累進度を設定することを求めるものである。
 - ※ また、これは、大口の利用者は経済情勢に対応して排水量を大きく変動する可能性が高く、安定した下水道事業経営の観点からも、広く多くの利用者から安定した収入を得るように累進度を設定することを求めるものである。

(改定基準)

- 5 下水道使用料の見直しは、下水道使用料収入が維持管理費の全額を賄うとともに、資本費については下水道の整備進捗に見合った額を回収す

ることとし、資本費回収率＝処理可能区域内人口／下水道整備計画人口を基準とすること。

なお、今回の改定にあたっては改定率を緩和する経過措置として、資本費回収率＝水洗化人口／行政人口、または、資本費回収率＝水洗化人口／下水道整備計画人口を基準とすることも認められる。

- ※ これは、下水道整備完了時点において、公費が負担する部分を除いて、下水道使用料収入＝維持管理費＋資本費（汚水＝私費の原則）を満たすことを前提としたものである。
- ※ 上記に掲げた改定基準の外、改定の検討にあたっては、国の財政支援制度を満たす水準（使用料単価 200 円／ m^3 ）、および国が示す適正化水準（3,000 円／月・20 m^3 ）に留意すること。なお、使用料単価 200 円／ m^3 とした場合、現行使用料単価 125 円／ m^3 に比べ、60%の値上げとなる。
- ※ 資本費回収率の基準として①処理可能区域内人口／下水道整備区域内人口、②水洗化人口／行政人口、③水洗化人口／下水道整備計画人口を挙げたが、処理可能区域内人口 220,863 人、下水道整備計画人口 285,176 人、水洗化人口 188,917 人、行政人口 300,269 人と見込まれていることから、①の資本費回収率は 77%（220,863 人／285,176 人）、②の資本費回収率は 63%（188,917 人／300,269 人）、③の資本費回収率は 66%（188,917 人／285,176 人）となる。

（見直し期間）

- 6 下水道使用料の改定について 3 年ごとに検討し、検討結果を本委員会に報告すること。但し、社会情勢の変化に対応して、この期間を短縮することを妨げない。
- ※ これは、最長でも 3 年に 1 度、下水道使用料が適正な水準にあるか否か、また、その状況に対する対応を明らかにすることを求めるものである。

（適正規模の確保）

- 7 下水道使用料が他の生活排水処理施設に比べて適正な水準にあることが必要であり、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）や下水道事業経営計画などの適確な基準に基づき整備・維持管理を行い、下水道使用料算定対象経費である維持管理費や資本費が過大なものにならないように留意すること。
- ※ これは、下水道施設の進捗にあわせて下水道使用料を設定することとしたが、その使用料の対象となる下水道使用料算定対象経費が他の生活排水処理施設に係る費用に比べ過大にならないようにすることを求めるものである。

- ※ また、適正な規模の整備が、受益者が負担する費用を最も小さくすることから、その考え方にたち策定された生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）を基準にした適正な規模の整備を要請するものである。

（市民への説明）

- 8 下水道使用料の見直しについて、市民に十分周知することが求められ、下水道使用料の改定内容、改定根拠にとどまらず、事業概要、経営状況、経営改善に向けた取り組みなどについても、丁寧にわかりやすい説明に努めること。
- ※ これは、市民に下水道事業の経営全般にわたり説明することにより、下水道使用料の改定内容やその根拠が明確になるとともに、今回の説明が市民の下水道事業への関心を高めるよい機会ととらえて、市民への説明に十分努めることを求めるものである。

四日市市下水道事業運営委員会名簿

委員長 川 口 洋 二

委員 宇 佐 美 正 二 郎
(委員長職務代理者)

委員 岩 崎 祐 子

高 羅 英 彦

竹 野 博

林 や す こ

東 川 薫

山 口 の ぶ 子

山 中 茂 樹

(敬称略)